NEWS RELEASE



24-D-1611 2025年2月12日

株式会社日本格付研究所(JCR)は、以下のとおり、株式会社千葉興業銀行が中堅・中小企業等を対象に実施する サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに対する第三者意見を公表します。

株式会社千葉興業銀行

サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク

新規

<サステナビリティ・リンク・ローン原則等への適合性確認結果>

本フレームワークはサステナビリティ・リンク・ローン原則等に適合する。

評価対象

株式会社千葉興業銀行 サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク(中堅・中小企業用)



本第三者意見は、株式会社千葉興業銀行が中堅・中小企業等を対象に実施するサステナビリティ・ リンク・ローンに関するフレームワーク(本フレームワーク)に対して、「サステナビリティ・リン ク・ローン原則」¹及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」²(総称して「SLLP等」) への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所 (JCR) は、SLLP 等で推奨されている評 価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、千葉興業銀行のサステナビリティ戦 略、本フレームワークで定められたキー・パフォーマンス・インディケーター(KPI)、サステナビリ ティ・パフォーマンス・ターゲット(SPT)、特性、レポーティング、検証について確認を行った。

千葉興業銀行は、千葉県を地盤とする地方銀行である。1952年、戦時中の金融統制に基づく1県 1 行主義の弊害を解消するため、「県内中小企業者の親切なる相談相手たらんことを期する」を創業 の精神に、地元の強い要望を受けて設立された。2022年には創立70周年を迎え、地域に根ざす金融 機関として活動している。

千葉興業銀行は、上記の創業の精神を明確にするものとして、企業理念「地域とともに お客さま 『親切』の心で」を掲げている。また長期経営ビジョンとして、「親切なパートナーとし てみなさまの幸せをともにデザインし続ける|を掲げて、地域や利用者になくてはならない絶対的存

² 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版 https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf



¹ Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). "Sustainability-Linked Loan Principles 2023" https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-



在感のあるグループになることを目指している。この長期経営ビジョンに基づく長期経営戦略として、「"CKB コミュニティ"の確立」を目指して取り組みを進めている。

千葉興業銀行は、中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト 2025」において、この"CKB コミュニティ"の確立に向けた戦略を策定しており、そのうちの一つの戦略が法人戦略である。本戦略において、取引先の企業価値向上を目指す取り組みである「バリューサポート運営」を推進するべく、銀行内のコンサルティング体制を構築している。コンサルティングにあたって、法人顧客のニーズを5大ニーズ(「事業承継・M&A」「人材」「経営効率化」「DX」「脱炭素」3)に分類し、その対応を強化している。本体制による支援を通じて、地域随一の対応力を発揮して付加価値を提供し、社会的かつ中長期的な課題解決に貢献することを目指している。

千葉興業銀行は、本フレームワークで以下の KPI 及び SPT を設定している。

KPI 1	SBT 認定(中小企業版含む)
KPI 2	健康経営優良法人認定
KPI 3	DX 認定(それに伴う、サステナビリティ推進活動)
KPI 4	くるみん認定

SPT 1	SBT 認定(中小企業版含む)の取得		
SPT 2 健康経営優良法人認定の取得			
SPT 3	DX 認定の取得		
SPT 4	トライくるみん/くるみん/プラチナくるみん認定の取得		

JCR は、本フレームワークにおける KPI が千葉興業銀行の借入人である中堅・中小企業にとって有意義であることを確認した。融資条件におけるインセンティブ内容について、事前に設定された SPT が達成されるか否かに応じて金利が変化すると定められていること、融資実行から完済まで年1回以上 SPT の達成状況の確認を行うことを確認した。また JCR は、SPT の実績について、検証同等の仕組みが実施される予定であることを確認した。

以上より、JCR は、本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。



³ 千葉興業銀行よりヒアリング





本第三者意見は、千葉興業銀行が策定する本フレームワークに対して、SLLP 等への適合性を確認したものである。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特性、レポーティング、検証という5つの核となる要素で構成されている。本第三者意見の目的は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本フレームワークの SLLP 等への適合性を確認することである。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、千葉興業銀行が 2025 年 2 月に策定した本フレームワークに対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

- 1. 千葉興業銀行のサステナビリティ戦略
- 2. KPI の選定
- 3. SPT の測定
- 4. 借入金の特性
- 5. レポーティング・検証
- 6. SLLP等への適合性に係る結論





III. SLLP 等への適合性について

1. 千葉興業銀行のサステナビリティ戦略

(1) 企業の概要(沿革、事業内容・事業規模)

千葉興業銀行は、千葉県を地盤とする地方銀行である。1952 年、戦時中の金融統制に基づく 1 県 1 行主義の弊害を解消するため、「県内中小企業者の親切なる相談相手たらんことを期する」を創業の精神に、地元の強い要望を受けて設立された。2022 年には創立 70 周年を迎え、地域に根ざす金融機関として活動している。

千葉興業銀行は、同社及び関係会社千葉総合リース、ちば興銀コンピュータソフト、ちばくる、ちば興銀キャピタルパートナーズから構成⁴され、預金業務・貸出業務・商品有価証券売買業務・有価証券投資業務・国内為替業務・外国為替業務・社債受託及び登録・付随業務のほか、リース業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務、農園事業、投資事業有限組合の運営・管理を行っている。千葉市美浜区に本店を構え、2024年3月末時点で貸出金残高2兆3,809億円、預金残高2兆8,846億円⁵を有する地域金融機関である。

(2) 企業理念・長期経営ビジョン

千葉興業銀行は、上記の創業の精神を明確にするものとして、企業理念「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」を掲げている。また長期経営ビジョンとして、「親切なパートナーとしてみなさまの幸せをともにデザインし続ける」を掲げて、地域や利用者になくてはならない絶対的存在感のあるグループになることを目指している。この長期経営ビジョンに基づく長期経営戦略として、「"CKB コミュニティ"の確立」を目指して取り組みを進めている(図 1)。



図1:千葉興業銀行の長期経営ビジョン・長期経営戦略6

⁶ 千葉興業銀行統合報告書 2024 https://www.chibakogyo-bank.co.jp/ir/disc/pdf/2024_1.pdf



^{4 2024}年9月末時点

⁵ 金融庁「中小・地域金融機関情報一覧」 https://www.fsa.go.jp/policy/chusho/shihyou.html



"CKB コミュニティ"とは、千葉興業銀行とステークホルダーとの関係だけではなく、取引先同士、取引先と地域社会等、あらゆるステークホルダー同士のつながりの輪を意味する。千葉興業銀行は、"CKB コミュニティ"で創出された新たな価値やイノベーションを、社会課題の解決や地域の活性化、成長に結びつけていくことを目指している。

千葉興業銀行は、中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト 2025」において、この"CKB コミュニティ"の確立に向けた戦略を策定しており、そのうちの一つの戦略が法人戦略である。本戦略において、取引先の企業価値向上を目指す取り組みである「バリューサポート運営」を推進するべく、銀行内のコンサルティング体制を構築している。コンサルティングにあたって、法人顧客のニーズを5大ニーズ(「事業承継・M&A」「人材」「経営効率化」「DX」「脱炭素」³)に分類し、その対応を強化している。本体制による支援を通じて、地域随一の対応力を発揮して付加価値を提供し、社会的かつ中長期的な課題解決に貢献することを目指している。

(3) サステナビリティに関する方針、マテリアリティ

千葉興業銀行は、企業理念「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」に基づき、地域を取り巻く環境・社会問題に対して『環境方針』及び『人権方針』を制定のもと、地域の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献すべく、サステナビリティを経営戦略の重要事項の一つとして位置付けて取り組んでいる。また、環境・社会問題解決をはじめとしたサステナビリティに関する取り組みに関して、『「サステナビリティ」への取組みに関する基本方針』を制定している(図 2)。

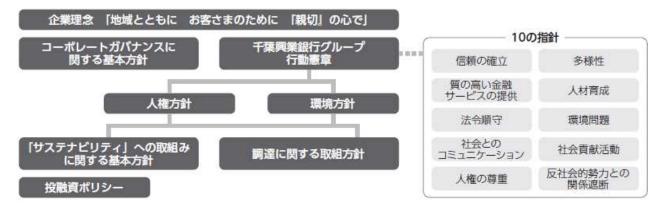


図 2: 千葉興業銀行の方針に係る体系図 6

千葉興業銀行は、地域金融機関として千葉県の持続可能性を実現することが千葉興業銀行及びステークホルダーの成長と発展につながるとの考えのもと、次世代が誇れるような光り輝く千葉へさらに飛躍するため、千葉県の諸課題の中から、千葉興業銀行が持つ強みを発揮することで解決に寄与できる項目を優先課題として抽出し、3つのサステナビリティ重点項目(マテリアリティ)へ絞り込んでいる(図 3)。



ちば興銀サステナビリティ・ステートメント

いちば興銀

私たちは、千葉興業銀行の基本的価値観である企業理念「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で 」の実践に向けて、長期的な視点に立ち、「サステナビリティ重点項目」に取り組むことで、さまざまなステークホルダーの価値 創造に配慮した経営と当行の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現し、その結果、地域の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献してまいります。

マテリアリティ

産業の活性化と千葉の魅力創造

地域資源を活用した特産品の開発や 地場産業の育成などを通して地域経済 を活性化させ、千葉の新たな魅力創造 に取り組みます。



マテリアリティ

千葉の未来を担う人材の育成

地域の成長を支える人材の育成に取り 組むとともに、一人ひとりの働きがいと経 済的な質の向上に取り組みます。



マテリアリティ

安心して暮らせる 豊かな千葉の実現

地域の防災・防犯への備えや医療体制 の整備をはじめ、環境への負荷を軽減す る取り組みを通じて、安心して暮らせる 豊かなまちづくりに取り組みます。



ちば興銀が取り組む3つのサステナビリティ重点項目(マテリアリティ

図 3:千葉興業銀行のサステナビリティ重点項目(マテリアリティ) 7

千葉興業銀行は、この3つのサステナビリティ重点項目を踏まえて、中長期的な KPI を設定して取り組みを進めている (図4)。本フレームワークに基づくサステナビリティ・リンク・ローンは、「ESG 投融資・サステナブルファイナンス累計実行額」の対象となる。各 KPI は、サステナビリティ推進委員会において進捗状況の確認が行われている。

項目		目標値		実績値	
	坝口		2030年度	2022年度	2023年度
マテリアリティ1:産業の活性化と千葉の魅力創造					
	ESG投融資・サステナブルファイナンス累計実行額	3.500億円以上	1兆円	1,416億円	4,302億円
マテリアリティ2:千葉の未来を担う人材の育成					
	女性役職率	30%以上	35%以上	35.1%	36.7%
	金融リテラシー教育参加人数	3,000人以上	延べ1万人	1,216人	5,423人
マ	テリアリティ3:安心して暮らせる豊かな千葉の実現				
	CO排出量の削減率 (2019年度比)	20%削減	48%削減	16%削減	28%削減

図4:千葉興業銀行が掲げる指標及び目標6

⁷ 千葉興業銀行 2024 年 3 月期決算説明会資料 https://www.chibakogyo-bank.co.jp/ir/pdf/20240610honpen.pdf





(4) 千葉興業銀行のガバナンス・サステナビリティ推進体制

千葉興業銀行は、2022 年 9 月に取締役頭取を議長とするサステナビリティ推進委員会を設置している。本委員会はサステナビリティの推進に係る事項を審議・決定することを目的としており、四半期に1回以上開催されている。本委員会での議論内容は、本委員会の開催の都度、取締役会に報告される(図 5)。

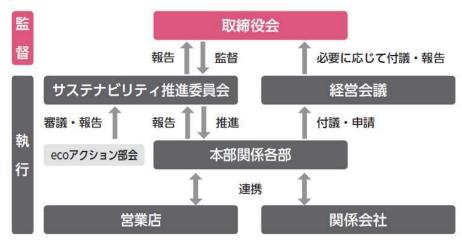


図 5: 千葉興業銀行のサステナビリティ推進体制の概要図 6

(5) 千葉興業銀行の中堅・中小企業用フレームワークの位置づけ

中小企業における SDGs に対する認知度や理解は高まってきているが、SDGs に関する取り組みはまだ改善の余地がある。中小企業のサステナビリティ・SDGs に関する調査®において、優先課題の決定や目標設定など具体的な取り組みを行っている企業は着実に増加している傾向がみられる。他方で、SDGs に係る取り組みについて「取組みを外部に公表している段階」まで実施している中小企業は4.6%に留まっており、中小企業の取り組みの更なる進展が期待される。

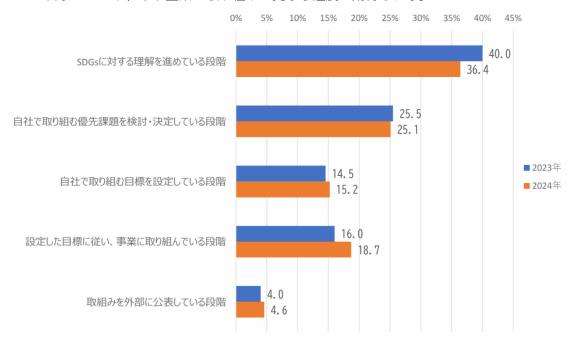


図 6:SDGs の取組みに係る進捗状況®

⁸ 中小基盤整備機構「中小企業の SDGs 推進に関する実態調査(2024 年)」 https://www.smrj.go.jp/research_case/questionnaire/fbrion0000002pjw-att/rvuad1000001oa2s.pdf





中小企業が SDGs に係る取り組みを進めていくうえで、多種多様な課題が存在する。同調査によれば、SDGs の取り組みに向けた課題について、「特に課題はない・わからない」のほか、「何から取り組めばよいのかわからない」「取り組むための資金が不足している」「SDGs に取り組んでいないので、わからない」など、その回答は多岐にわたる(図 7)。SDGs に係る取り組みが進んでいない企業のみならず、既に SDGs に係る取り組みが十分に進んでいる企業であっても、何かしらの課題を抱えている可能性が推察される。

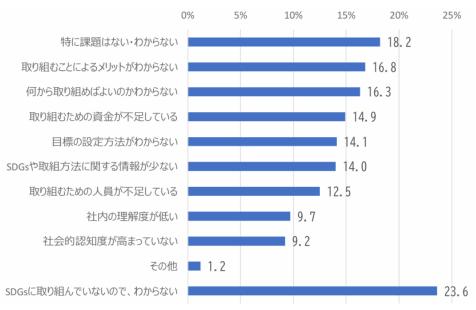


図7:SDGsの取組に向けた課題(複数回答)⁸

以上を踏まえて、千葉興業銀行は、サステナブルファイナンスの実行を通じて、借入人のサステナビリティ・SDGs の取り組みを支援していくことを意図して、本フレームワークを策定した。

本フレームワークの対象となる中堅・中小企業の定義は表1の通りである。

表 1: 本フレームワークにおける「中堅・中小企業」の定義 3

- ■「中堅・中小企業の定義|
- 1)企業規模
- 1-1) 中小企業基本法の定義を満たす中小企業者
- 1 2) 中堅企業 (売上 1,000 億円以下、従業員数 2,000 人以下、資本金: 10 億円以下のいずれかを満たす)
- 2) プライム市場上場企業(および、その連結子会社) は除く

本フレームワークで定めるサステナビリティ・リンク・ローンの契約期間は、3年以上とする。

千葉興業銀行は、借入人が本フレームワークの KPI を選択する際、当該 KPI が借入人の事業にとって中核的で重要であるのか、当該 KPI に係る取り組みを通じて実現したい本業へのインパクトは何か等について都度確認を行う予定である。



2. KPI の選定

(1) 評価の観点

本項では、本フレームワークで定める KPI に係る有意義性について確認を行う。具体的には、借入 人のビジネス全体にとって関連性があって中核的で重要なものであること、借入人の現在や将来の事 業運営にとって高い戦略的意義を有すること、一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能である こと等について確認を行う。

(2) KPI の選定の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークのKPIは、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

千葉興業銀行は、本フレームワークで以下の KPI を設定している。

	KPI 1	SBT 認定(中小企業版含む)	
KPI 2 健康経営優良法人認定			
	KPI 3	DX 認定(それに伴う、サステナビリティ推進活動)	
	KPI 4	くるみん認定	

■KPI1:SBT 認定(中小企業版含む)

温室効果ガス(GHG)は様々な活動に伴って排出されており、気候変動を緩和するためには国や企 業を問わずあらゆる主体が取り組む必要がある。気候変動に関する国際動向として、2015年12月に 採択されたパリ協定において「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°Cより十分に低く保つ とともに(well-below 2°C目標)、1.5°Cに抑える努力を追求すること(1.5°C目標)| 等が目的として掲 げられている。その上で、パリ協定の締約国は、NDC(国が決定する貢献、Nationally Determined Contribution)として GHG 削減目標を 5 年毎に提出・更新する義務を負っている。

上述のパリ協定を踏まえ、世界各国において GHG 削減目標が公表されている。日本政府は、2021 年 4 月に、2050 年までにカーボンニュートラル実現の長期目標を打ち出すとともに、2030 年度に 2013 年比で 46%削減することを NDC として表明した10。現時点では、2025 年 2 月までに次期 NDC として 2035 年目標を国連に提出する必要があるため、日本政府は地球温暖化対策計画・エネルギー 基本計画の見直しを進めている11。

日本における中小企業の総 GHG 排出量は 1.2 億 t~2.5 億 t と試算されているが、日本全体の GHG 排出量のうち1割~2割弱を占めることとなる12。日本政府の目標を達成するために、中小企業によ る GHG 排出削減は必要である。

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ghg-guideline/pdf/SMEs.pdf



環境省ウェブサイト「気候変動の国際交渉 | 関連資料」 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop/shiryo.html
 環境省ウェブサイト「日本の NDC (国が決定する貢献)」 https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/ndc.html
 中央環境審議会総会(第32回) 議事次第・資料 3-④ https://www.env.go.jp/council/content/i_02/000252009.pdf
 環境省温室効果ガス排出削減等指針「温室効果ガス排出削減等指針に沿った取組のすすめ〜中小事業者版〜」



現在、サプライチェーン全体での GHG 排出量削減に向けた取り組みも進んでいる。大企業・海外企業は、自社領域 (Scope1,2) の GHG · CO₂ 削減のみならず、サプライチェーンの上流・下流 (Scope3) の GHG · CO₂ 削減にも取り組んでいる(図 8)。大企業・海外企業の Scope3 はその取引先の中堅・中小企業にとっての Scope1,2 となる。大企業の要請に対応するため、中堅・中小企業も GHG · CO₂ 削減取り組みを進める必要が高まってきている。



Scope1:事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2:他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

	大企業からサプライヤーへの要請例
トヨタ自動車	数百社の仕入先に対し、2021年のCO2削減目標として前年比3% 削減を要請。
イオン	イオンモール館内の警備・清掃等に関わる従業員、モール運営に携わるサプライヤー、出店しているすべての専門店に対して、環境教育を実施するとともに、CO2排出削減につながる行動を要請。

図8:サプライチェーン全体での脱炭素の動き(環境省)12

パリ協定において求められる水準と整合した科学的な GHG 排出削減目標として、SBT (Science Based Targets) が国際的に認知されている。SBT において、現時点では 1.5° C目標の達成に向けては 年率 4.2%以上の削減が目安とされている。企業は、SBT に取り組むことによって、投資家、顧客、サプライヤー、社員などのステークホルダーに対して、パリ協定に整合する持続可能な取り組みを行う 企業であることを示すことができる。

SBT において、大企業向けの通常 SBT に加えて、中小企業向け SBT が設計されている。中小企業向け SBT は、通常 SBT と比較して、削減対象範囲や認定費用などの条件が緩和されている(表 2)。中小企業向け SBT では、SBT イニシアチブ(SBTi)から中小企業向けに設計された目標設定プロセスが提供される点が特徴的であり、様々な中小企業が本 SBT を活用して取り組みを進めていくことが期待されている。なお、2024 年 1 月以降、中小企業の定義や費用について変更が実施されている。



表 2:中小企業向け SBT の概要(2024年1月1日以降)¹³

項目	中小企業向け SBT	通常 SBT			
対象	次のすべてに該当 ・Scope1,2 の総排出量が 10,000 tCO ₂ 未満 ※Scope 2 はロケーション基準で算出 ・海運船舶を所有または支配していないこと ・再エネ以外の発電資産を所有または支配していないこと ・金融セクター、石油・ガスセクターに分類されない ・通常 SBT の対象となる会社の子会社ではない	特に無し			
	上記に加え次の2つ以上に該当 ・従業員数250人未満 ・売上高5,000万ユーロ未満 ・総資産2,500万ユーロ未満 ・FLAGセクター ¹⁴ に分類されない				
目標年	2030 年	公式申請年から、5年以上先、10年以内の 任意年			
基準年	2018 年~2023 年から選択	最新のデータが得られる年での設定を推奨			
削減対象範囲	Scope1,2 排出量	Scope1,2,3 排出量 ※但し、Scope3 が Scope1,2,3 の合計の 40%を超えない場合には、Scope3 目標設定の必要は無し ※FLAG セクター ¹⁴ に属する企業は、別途 FLAG 目標を設定する必要がある			
目標レベル	■Scope1,2 少なくとも年 4.2%削減(1.5℃目標) ■Scope3 算定・削減(特定の基準値はなし)	■Scope1,2 少なくとも年 4.2%削減(1.5°C) ■Scope3 少なくとも年 2.5%削減(Well-below 2°C)			
承認までの プロセス	目標提出後、デューデリジェンスが行われる	目標提出後、事務局による審査が行われる 事務局からの質問が送られる場合もある			

千葉県においても GHG 排出量削減の取り組みが推進されている。千葉県は、気候変動への危機意 識を県民と共有し「オール千葉」で脱炭素社会の実現を目指すため、2021年に「2050年二酸化炭素 排出実質ゼロ宣言」を行った¹⁵。また、2023 年 3 月には、千葉県地球温暖化対策実行計画(緩和策) 及び千葉県の気候変動影響と適応の取組方針(適応策)を改定・統合し、2030年度の GHG 削減目標 の見直しを実施している16。

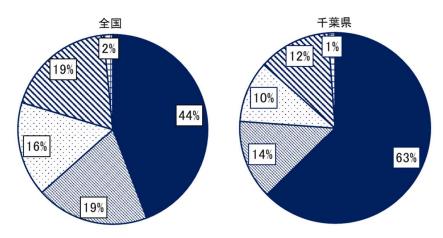
https://www.pref.chiba.lg.jp/ontai/keikaku/documents/zikkoukeikaku-gaiyo.pdf



 ¹³ グリーン・バリューチェーンプラットフォームウェブサイト「排出量削減目標の設定」「SBT 詳細資料」
 (https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/SBT_syousai_all_20241029.pdf) より JCR 作成
 14 FLAG とは Forest, Land and Agriculture の略称であり、「森林・土地・農業」分野のことを指す。SBTi(Science Based Target initiative)は、FLAG のガイダンスを 2022 年に公表している。
 15 千葉県ウェブサイト「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言について」
 https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/chikyuukankyou/kankeijouhou.html
 16 千葉県ウェブサイト「千葉県地球温暖化対策実行計画の成立したことでいて」千葉県地球温暖化対策実行計画(概要版)
 https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/chikyu/documents/rijkkoukeijaku/gajiyo.pdf



千葉県の CO_2 排出量においては製造業、農林水産業、建設業・鉱業におけるエネルギー消費に伴う排出を指す産業部門¹⁷の占める割合が高い(図 9)。千葉県の産業構造として、京葉臨海コンビナートに代表される素材・エネルギー産業が集積している一方、農林水産業も全国屈指の産出額を誇るなど、バランスの取れた産業構造となっていること¹⁸が背景にあると考えられる。



■産業部門 ◎業務その他部門 □家庭部門 □運輸部門 □一般廃棄物

図 9: 部門別 CO₂排出量割合に関する全国と千葉県の比較¹⁹

千葉興業銀行は、中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト 2025」で定義している 5 大ニーズのうちの一つを「脱炭素」と設定している。千葉興業銀行は、中堅・中小企業との対話を通じて、中堅・中小企業の脱炭素に係る取り組みに対する支援ニーズが高まっていると認識している。支店の 9 割以上を千葉県内に有する千葉興業銀行は、本フレームワークで脱炭素に係る KPI を設定し、中堅・中小企業に向けて脱炭素に係る取り組みの支援を提案し伴走することで、千葉県の GHG 排出量削減に貢献することを意図している。

以上より、本 KPI は千葉興業銀行にとって事業運営上の戦略的意義が大きく、中堅・中小企業の事業において中核的で重要である。また本 KPI は一貫した方法論に基づくものであること等を JCR は確認している。SDGs ターゲットについては、目標 13「気候変動に具体的な対策を」等に関連する。

環境有ソエノリイト「部门別 CO2 排出重の現沈推計(2021 年度)」 (https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikei.html)より JCR 作成



12/28

¹⁷ 環境省ウェブサイト「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和 6 年 4 月)」 https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/manual_santei_202404.pdf

¹⁸ 千葉県総合計画 〜新しい千葉の時代を切り開く〜 https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/sougou/aratanakeikaku.html 『現境省ウェブサイト「部門別 CO2 排出量の現況推計(2021 年度)」



■KPI2:健康経営優良法人認定

健康経営優良法人認定制度は、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度である。健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としている。

本制度には、大規模の企業等を対象とした「大規模法人部門」と中小規模の企業等を対象とした「中小規模法人部門」(図 10)の 2 つの部門が存在し、それぞれの部門で「健康経営優良法人」が認定されている。中小企業は、同認定を取得する為に、企業理念・方針や組織体制の整備を行うとともに、ストレスチェックなどの実施やヘルスリテラシーの向上など従業員の健康に資する様々な施策を総合的に行う必要がある。

健康経営優良法人2025(中小規模法人部門)認定要件

					認定要	牛			
大項目	中項目	項目 小項目	評価項目	中小規模法人部門					
						小規模法人特			
1.経	営理念·方針		健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診		必須				
			健康づくり担当者の設置		必須				
2. 組	織体制		(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須					
	(1) 従業員の	健康課題に基づいた 具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画		必須	健康経営の			
	健康課題の把握と	- Installation of the Personal Property and	①定期健診受診率(実質100%)		+==0	具体的な 推進計画〜 左記③のうち 2項目以上			
	必要な対策の	健康課題の把握 ②受診勧奨の取り組み	②受診勧奨の取り組み	ブラ	左記①~ ③のうち				
	検討		③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	1	2項目以上				
		ヘルスリテラシーの向上	④管理職または従業員に対する教育機会の設定	左 5 記 0	+=7 @	左記④~⑦ のうち 1項目以上			
3	(2) 健康経営の 実践に向けた 土台づくり	ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み		左記④~ ⑦のうち				
制		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み	7 .	1項目以上				
度・		仕事と治療の両立支援	②私病等に関する復職・両立支援の取り組み(③以外)	02					
			⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	(S) ネクストブ					
施策実行				⑨食生活の改善に向けた取り組み	137				
美行		具体的な健康保持・増進施策	⑩運動機会の増進に向けた取り組み	項目以上1	左記8~⑮				
13	(3) 従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	(3) 従業員の心 と身体の健康づくり に関する具体的			Municipal divinity	①女性の健康保持・増進に向けた取り組み	以上	のうち	左記®~® のうち
			に関する具体的 のメンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	②長時間労働者への対応に関する取り組み	F 0	4項目 以上	3項目以上		
				③メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	0				
		感染症予防対策	④感染症予防に関する取り組み	0 は					
			⑥喫煙率低下に向けた取り組み	⑤喫煙率低下に向けた取り組み	10.				
		喫煙対策 受動喫煙対策に関する取り組み		必須					
4. 評	価·改善		健康経営の取り組みに対する評価・改善		必須				
5.法 《誓約事》	令遵守・リスクマネジ 項参照	メント(自主申告)	定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等		必須				

図 10:健康経営優良法人 2025 (中小規模法人部門) 認定要件20

「健康経営」とは、「従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること」と定義されている²¹。企業理念に基づいて従業員等への健康投資を行うことで、従業員の健康に対する意識が向上し、ひいては従業員の活力向上、人材の定着率の向上、生産性の向上、及び組織の活性化等が実現されると考えられる。これらを通じて企業の業績向上や企業価値向上につながることが期待されており、健康経営は社会全体と企業の両方に相互的に好影響を与えるものと言える(図 11)。

²⁰ 健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト「ACTION!健康経営」「申請に関する資料等について」"01 認定要件について" https://kenko-keiei.jp/wp-content/themes/kenko_keiei_cms/files/r6chu_ninteiyoken.pdf

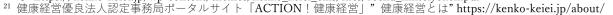








図 11:健康経営・健康投資の定義・位置づけ 21

千葉県は、働く世代の健康づくりの推進に係る取り組みを進めている。あらゆる人が元気に過ごす力を高めることを目指して、「全ての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を基本理念とする「健康ちば 21(第 3 次)」を策定²²した。本計画は県民の健康づくりに関する基本的な計画に位置付けられており、計画期間は 2024 年度から 12 年間と定められている。本計画の総合目標は「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の達成となっている。

千葉県は、本計画における総合目標の達成に向け、従業員の健康づくりに取り組む事業所を増やす「健康な職場づくり」を推進している²³。県民の行動目標として「目指そう!元気ちばけん」を掲げるなど、働く県民の意識に働きかける取り組みを進めている。

千葉興業銀行は、中堅・中小企業の経営において、健康経営を実践することを通じて人材の定着率等を向上させていくことが重要であると考えている。千葉興業銀行は中期経営計画「幸せデザイン絆プロジェクト 2025」で定義された 5 大ニーズの一つである「人材」に関して、これまで「人材の採用支援」「人材の定着化のための組織作り」「研修等の教育支援」などを通じて働く人材に係る企業の取り組みを支援してきた。千葉興業銀行は、企業における健康経営を推進することで、人材に係る取り組みを更に強化する予定である。

以上より、本 KPI は千葉興業銀行にとって事業運営上の戦略的意義が大きく、中堅・中小企業において中核的で重要である。また JCR は、本 KPI は一貫した方法論に基づくものであること等を確認している。SDGs ターゲットについては、目標 8「働きがいも経済成長も」等に関連する。

²³ 千葉県ウェブサイト「働く世代の健康づくりの推進について」https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/harakusedai/index.html



²² 千葉県ウェブサイト「健康ちば 21(第 3 次)について」 https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/kenkouchiba21/kenkochiba21-3.html



■KPI3:DX 認定(それに伴う、サステナビリティ活動推進)

DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、デ ータとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変 革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確 立すること」と定義される24。

DX 認定制度とは、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、「デジタルガバナンス・コード」の 基本的事項に対応する企業を経済産業大臣が認定する制度である。「デジタルガバナンス・コード」 とは、企業の DX に関する自主的取り組みを促すため、デジタル技術による社会変革を踏まえた経営 ビジョンの策定・公表といった経営者に求められる対応を経済産業省がまとめたものであり、2020年 11月に策定された。その後、2022年9月に「デジタルガバナンス・コード 2.0」に改訂され、2024 年9月に「デジタルガバナンス・コード 3.0」に再改訂されている²⁵。DX 認定の基準は、以下の図 12 に示す通り、DX に関する戦略・体制・指標などを総合的に整備する必要がある内容となっている。

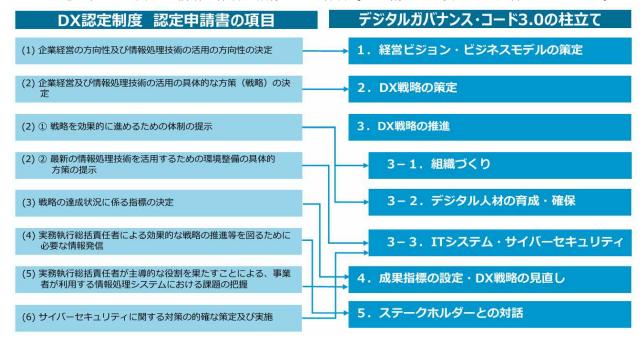


図 12:DX 認定制度の認定申請書とデジタルガバナンス・コードの関係性26

近年、SX (サステナビリティ・トランスフォーメーション) の重要性が指摘されている。SX とは、 「企業が持続的に成長原資を生み出し、企業価値を高めるべく(「企業のサステナビリティ」の向上)、 社会のサステナビリティ課題に由来する中長期的なリスクや事業機会を踏まえ(「社会のサステナビ リティ」との同期化)、資本効率性を意識した経営・事業変革を投資家等との間の建設的な対話を通 じて実行すること」と定義される²⁴。SX をさらに効果的かつ迅速に推進していくために、DX と一体 的に取り組んでいくことが重要とされている。

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dxnintei-point_202409.pdf



²⁴ デジタルガバナンス・コード 3.0 ~DX 経営による企業価値向上に向けて~ https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dgc/dgc3.0.pdf

²⁵ 経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dgc/dgc.html 26 経済産業省ウェブサイト"「DX 認定」の認定基準改訂のポイント及び今後の取扱いについて



中小企業の DX に係る取り組み状況を確認すると、直近では取り組みが少しずつ進みつつある一方で、SX に資するような取り組みには課題があることがわかる。中小企業の DX 推進に関する調査 27 では、デジタイゼーション(「アナログで行っていた作業やデータのデジタル化を進めている」)が 29.1%、デジタライゼーション(「個別の業務や製造等のプロセスのデジタル化を進めている」が 13.4%、 DX(「デジタル技術を活用して全体的な業務やビジネスモデル、企業文化や風土の変革を進めている」が 9.6%と、高度な取り組みになるにつれ割合が減少している(図 13)。企業価値の持続的な成長に繋げていくための支援が求められている。

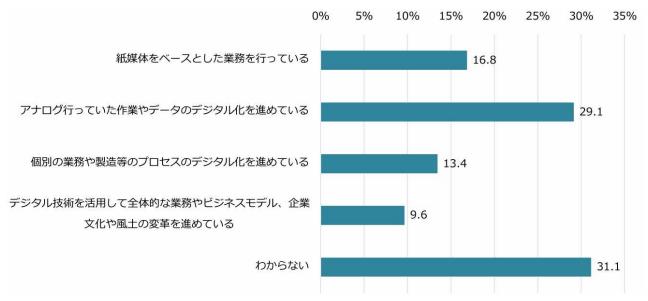


図 13: DX に向けての取組みの進捗状況 27

千葉興業銀行は、中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト 2025」において、中堅・中小企業経営者の多くが抱えるニーズのうち、優先順位の高いものを 5 大ニーズと定義している。本ニーズの一つとして「DX」が設定されている。千葉興業銀行は、中堅・中小企業が DX 認定の取得に取り組むことで、企業の生産性向上やサステナビリティ活動推進が期待できると考えている。

以上より、本 KPI は千葉興業銀行にとって事業運営上の戦略的意義が大きく、中堅・中小企業の事業において中核的で重要である。また JCR は、本 KPI は一貫した方法論に基づくものであること等を確認している。SDGs ターゲットについては、目標 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」等に関連する。

²⁷ 独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業の DX 推進に関する調査(2023 年 10 月)」 https://www.smrj.go.jp/research_case/questionnaire/fbrion0000002pjw-att/202310_DX_report.pdf





■KPI4:くるみん認定

くるみん認定制度とは、「子育でサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができる制度である。企業は、同認定を取得する為に、次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、さらに計画に定めた目標を達成し情報公開等の基準(表 3)を満たしている旨の申請を行う必要がある。くるみん認定は、仕事と家庭の両立ができる環境が企業に整備されているか否かを可視化することができる。

くるみん認定を既に取得している企業を対象に、更に高い水準の取り組みを進めている企業への認定制度として、プラチナくるみん認定が存在する。また、くるみん認定、プラチナくるみん認定の基準が2022年4月に引き上げられたことに伴い、従来のくるみん認定水準を認定するものとしてトライくるみん認定が新設されている。

表 3: くるみん認定の認定取得基準概要28

くるみん認定の基準概要

- 1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が 1 人以上いること。
- 6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- 7. 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
- 8. 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。
 - (1) フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
 - (2) 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者がいないこと。
- 9. 次の①~③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。



²⁸ 次世代育成支援対策推進法関係リーフレット(https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/999zentai.pdf)より JCR 作成



日本において少子化が進行しており、日本の合計特殊出生率は 1.20 (2023 年) ²⁹と統計開始以降最低水準となっている。少子化という社会課題を解決するために、誰もが子どもを育てられる環境づくりが必要である。子育て世帯はほぼ即ち勤労世代であることを踏まえれば、就業者が子育てと就業を両立できる環境を企業が整備することは、少子化という社会課題の解決に資するものと考えられる。

中小企業の経営環境に関して、売上げが回復基調にある一方で、人手不足感は徐々に強まっている。 景況調査を用いて中小企業の売上額 DI 及び従業員数過不足 DI の推移を見ると、コロナ禍後の需要回 復を受けて人手不足が引き続き深刻な課題となっていると考えられる(図 14)。中小企業の持続的な 発展に向けて、労働環境の整備が求められている。



図 14:中小企業の売上額 DI・従業員数過不足 DI の推移30

中小企業にとって、人手不足の問題を解消するために、家庭と仕事の両立が可能な労働環境の整備が必要であると考えられる。働く子育て世代の労働環境に関する調査によると、女性では、子どもが3歳になるまでは休業や短時間勤務を希望する割合が高いものの、子どもが3歳になった以降は残業をしないフルタイムや柔軟に働く(出社・退社時間やシフトの調整、テレワーク)フルタイムの勤務を希望する割合が高くなっていく。男性では、子どもの年齢を問わず残業をしない働き方や柔軟な働き方を希望する割合が約5割を占める(図 15)。以上より、男性も女性も、家庭と仕事の両立を念頭に柔軟な働き方を希望していることが推察される。労働者の希望に応じた労働環境を中小企業が整備することができれば、離職者の減少や新規採用者数の増加が期待できる可能性がある。

²⁹ 令和 5 年(2023)人口動態統計(確定数)の概況 https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei23/index.html ³⁰ 2024 年版「中小企業白書」第 1 部第 4 章第 1-3-9 図 https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2024/PDF/chusho/03Hakusyo_part1_chap4_web.pdf





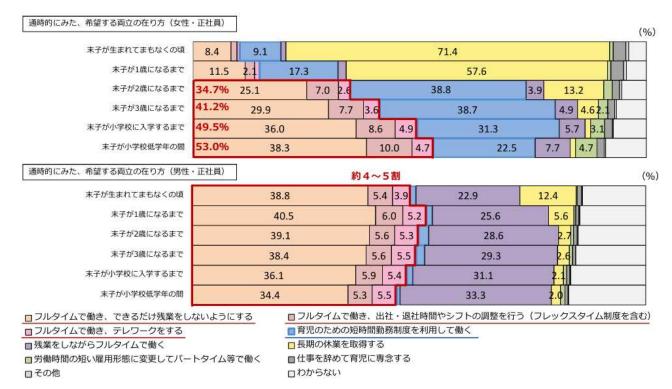


図 15:希望する仕事と育児の両立の在り方31

全国 6 位の人口を有する32千葉県においても、2023 年の合計特殊出生率は 1.14 となっており、全 国の 1.2 を下回っている33。 合計特殊出生率の低下を受けて、千葉県は「千葉県子ども・子育て支援 プラン 2020」³⁴を 2020 年に策定しており、本プランに基づき、市町村や関係団体等と連携して、子 ども・子育てに関する具体的施策を展開している。千葉県は、同プランの3つの柱のうちの一つとし て「安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり」を掲げ、そのなかで「仕 事と子育ての両立の推進 | を進めている(図16)。

³¹ 労働政策審議会雇用環境・均等分科会(第65回)参考資料1「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実に関する参考資料

³¹ 労働政策審議会雇用環境・均等分科会(第65回)参考資料 I 「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実に関する参考資料集」 https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/001174913.pdf なお、日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」(労働者調査)(令和4年度厚生労働省委託事業)の内容が取りまとめられたもの 32 総務省統計局「人口推計(2023年(令和5年)10月1日現在) - 全国:年齢(各歳)、男女別人口 - 」II 結果の概要 https://www.school.in/doc/jicon/jd/2023年(本付/2023年)

https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2023np/pdf/2023gaiyou.pdf 「合計特殊出生率」表1合計特殊出生率の推移全国・千葉県

https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/toukeidata/kakushukousei/tokushushusshou.html

³⁴ 千葉県ウェブサイト「千葉県子ども・子育て支援プラン 2020」 https://www.pref.chiba.lg.jp/kosodate/plan/index.html



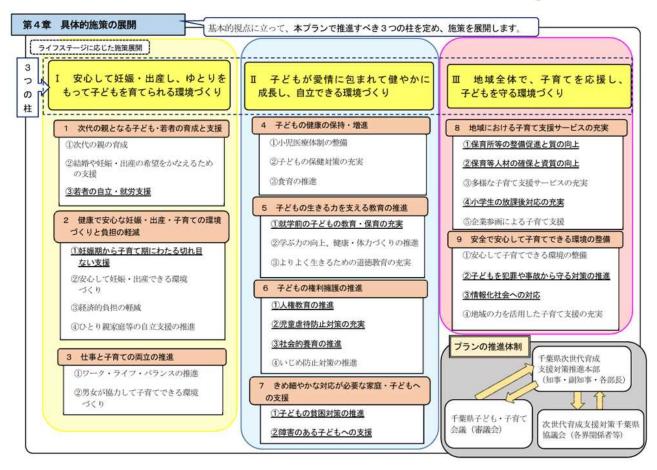


図 16: 「千葉県子ども・子育て支援プラン 2020」第4章 具体的施策の展開35

くるみん認定は、労働環境において仕事と家庭の両立ができる環境づくりができている状態になっているか否かを可視化することができる。くるみん認定を通じて企業の取り組みを推進することは、 ひいては少子化の解決に貢献することができる可能性がある。

千葉興業銀行は、中堅・中小企業の経営において人手不足に係る問題の解決が重要であると考えている。中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト 2025」にて、中堅・中小企業経営者の多くが抱えるニーズのうち、優先順位の高いものを 5 大ニーズに分類し、その対応を強化している。上述のとおり、仕事と家庭を両立できる労働環境の整備は労働者の期待に応えるものであり、ひいては人手不足に係る問題の解消に資するものである。千葉興業銀行は、中堅・中小企業がくるみん認定の取得を目指すことで、当該企業の労働者にとって仕事と家庭の両立ができる環境が整備され、社会的な課題である出生率の改善や中堅・中小企業の人手不足に係る問題の解消に貢献することを企図している。

以上より、JCR は、本 KPI は千葉興業銀行にとって事業運営上の戦略的意義が大きく、中堅・中小企業の事業において中核的で重要である。また JCR は、本 KPI は一貫した方法論に基づくものであること等を確認している。SDGs ターゲットについては、目標 8「働きがいも経済成長も」等に関連する。

以上より、本フレームワークで定める全ての KPI に係る有意義性について、JCR は確認した。

³⁵ 千葉県子ども・子育て支援プラン 2020 概要 その 1 https://www.pref.chiba.lg.jp/kosodate/plan/documents/gaiyou1.pdf





3. SPT の測定

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT に係る野心性について確認を行う。具体的には、選定された KPI における重要な改善を表し、Business as Usual (BAU、当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合)の軌跡を超える等の野心的なものであること、可能な場合にはベンチマーク や外部参照値と比較可能であること、借入人の全体的なサステナビリティ戦略及びビジネス戦略と整合していること、ファイナンス開始時までにあらかじめ定められた時間軸(目標年度等)に基づいて SPT が決定されること等の観点から確認を行う。

(2) SPT の測定の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークのSPTは、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

千葉興業銀行は、本フレームワークで以下の SPT を設定している。

	SBT 認定(中小企業版含む)の取得		
SPT 2 健康経営優良法人認定の取得			
	SPT 3	DX 認定の取得	
	SPT 4	トライくるみん/くるみん/プラチナくるみん認定の取得	

■SPT1:SBT 認定(中小企業版含む)の取得

SBT の取得状況について、2024 年 10 月 29 日時点で 1,297 社、そのうち中小企業が 1,048 社となっている 36 。他方、日本における中小企業数はおよそ 336.5 万者 37 であり、SBT を取得している中小企業は非常に少ない。以上より、JCR は、中小企業向け SBT の認定取得は中堅・中小企業にとって野心的であると評価している。

千葉興業銀行は、借入人が高い目標を設定した後、同目標を達成するために削減活動を着実に行うことが重要と考えており、借入人の削減活動の支援も行う予定である。

■SPT2:健康経営優良法人認定の取得

「健康経営優良法人認定 2024」の実績について、「大規模法人部門」に 2,988 法人、「中小規模法人部門」に 16,733 法人が認定されている³⁸。他方、日本における中小企業数はおよそ 336.5 万 ³⁷ であり、増加傾向にあるものの、依然として総企業数に占める認定取得企業は少ない。以上より、JCR は、本認定の取得は中堅・中小企業にとって野心的であると評価している。

³⁸ 経済産業省ウェブサイト"「健康経営優良法人 2024」認定法人が決定しました https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240311004/20240311004.html



³⁶ グリーン・バリューチェーンプラットフォーム「排出量削減目標の設定」

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_05.html ・中小企業庁ウェブサイト「中小企業・小規模事業者の数(2021年6月時点)の集計結果を公表します」

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2023/231213chukigyocnt.html



■SPT3:DX 認定の取得

DX 認定の過年度の取得実績は、2024 年 10 月時点で 1,205 者³⁹であり、大企業と中小企業の合計 337.5 万者 ³⁷のうち 0.04%程度の取得に留まっている。また、中小企業等の DX 認定事業者は 548 者 であり、特に中小企業等において増加しているが、中小企業の合計が 336.5 万者 ³⁷であることを踏まえれば、認定を受けている企業は依然として少ない(図 17)。以上より、JCR は、本認定の取得は中堅・中小企業にとって野心的であると評価している。

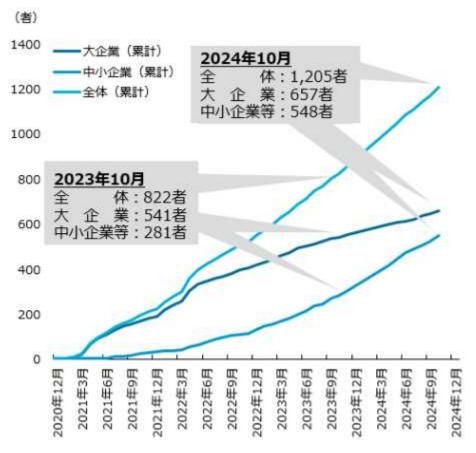


図 17:2024 年 10 月時点の DX 認定取得状況 39

■SPT4:トライくるみん/くるみん/プラチナくるみん認定の取得

2024 年 10 月末時点で、トライくるみん認定は 3 の企業が、くるみん認定は 4,778 の企業が、プラチナくるみん認定は 687 の企業が認定を受けている 40 。中小企業の合計が 336.5 万者 37 であることを踏まえれば、認定を受けている企業は依然として少ない。以上より、JCR は、本認定の取得は中堅・中小企業にとって野心的であると評価している。

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei.html

「厚生労働省ウェブサイト「くるみん認定、プラチナくるみん認定及びトライくるみん認定企業名都道府県別一覧」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/kijuntekigou/index.html



³⁹ D X 認定制度(情報処理の促進に関する法律第三十一条に基づく認定制度)



i SPT達成に向けた計画・取り組み

千葉興業銀行は、借入人である中堅・中小企業の各 SPT 達成計画を事前にヒアリングするとともに、年次で借入人の活動状況をフォローする予定である。具体的には、ローン実行時には本 SLL の SPT 達成に向けた取り組みを通じて実現したい本業へのインパクトをヒアリングし、明確化を図ることとしている。また、借入人から千葉興業銀行に対してなされる年次の SPT 達成状況に係る報告を活用して借入人の取り組み状況を把握し、SPT 達成に向けた企業の取り組みを支援することとしている。

以上より、本フレームワークの SPT に係る野心性について、JCR は確認した。



(3) JCR によるインパクト評価

JCR は、本フレームワークの SPT に係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI) が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第 4 原則で例示されているインパクト評価基準の 5 つの観点に沿って確認した。

① 多様性:多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、以下のとおり UNEP FI の定めるインパクト・エリア/トピックのうち、「健康および安全性」「雇用」「社会的保護」「零細・中小企業の繋栄」「気候の安定性」にインパクトがもたらされる。

		紛争		現代奴隷		児童労働		
	人格と人の安全保障	データプライバシー		自然災害				
	健康および安全性							
社会	資源とサービスの入手可	水		食料 エネルギー		一 住居		
江本	能性、アクセス可能性、	健康と衛生		教育 移動手段		Š	情報	
	手ごろさ、品質	コネクティビティ	文	化と伝統	ファイナン	ス		
	生計	雇用	賃		金		社会的保護	
	平等と正義	ジェンダー平等	民游	ミ・人種平等	年齢差別	J	その他の社会的弱者	
	強固な制度・平和・安定	法の	法の支配		市民的自由			
社会	健全な経済	セクター	の多様性	ŧ	零細・中小企業の繁栄			
経済	インフラ							
	経済収束							
	気候の安定性							
自然	生物多様性と	水域		大気		土壌		
環境	生態系	生物種		生息地				
	サーキュラリティ	資源強度				廃弱	廃棄物	

また、本フレームワークの SPT は、借入人である中堅・中小企業に対して設定されるものであり、中堅・中小企業が経営戦略に基づいて取り組むものであることから、様々な業種の中堅・中小企業の事業全体におけるインパクトが期待される。

② 有効性:大きなインパクトがもたらされるか

本フレームワークの対象は借入人である中堅・中小企業である。千葉興業銀行の 2024 年 3 月末時点の中小企業等向け貸出金残高は $2 \times 1,154$ 億円 $5 \times 1,154$ 0 $5 \times 1,154$ 0 5

③ 効率性:投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、前述のとおり借入人である中堅・中小企業がサステナビリティ経営に取り組むことを支援するものである。競争力の観点からも中堅・中小企業にとってサステナビリティへの取り組みは重要性である。したがって、中堅・中小企業の生産性向上と競争力強化に繋がることが期待される。SPT



の達成は、千葉興業銀行が掲げる ESG 投融資・サステナブルファイナンスに係る目標金額の達成に資するものであるため、千葉興業銀行における戦略的意義も大きく、投下資本に比して大きなインパクトが期待される。

④ 倍率性:公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本フレームワークの SPT に係るインパクトについて、本項目は評価対象外である。

⑤ 追加性:追加的なインパクトがもたらされるか

本フレームワークの KPI1/SPT1 (SBT 認定) は主に目標 7 や目標 13、KPI2/SPT2 (健康経営優良法人認定) は主に目標 8、KPI/SPT3 (DX 認定) は主に目標 8 や目標 9、KPI/SPT4 (くるみん認定) は主に目標 8 に対してのインパクトが期待される。

以上を踏まえ、本フレームワークの KPI/SPT は、SDGs の 17 目標及び 169 ターゲットのうち以下記載の目標・ターゲットに対して追加的なインパクトが期待される。



目標7:エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

目標8:働きがいも経済成長も



ターゲット 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。



目標 9:産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 13:気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応力を強化する。





4. 借入金の特性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた借入金の特性について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、ファイナンス条件等は変化するか等を確認する。

(2) 借入金の特性の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められた借入金の特性は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満た している。

JCR は、本フレームワークに基づいて実行される借入金の契約書類において、事前に設定された SPT が達成された場合に金利を変化する仕組みが作られていることを確認した。また、KPI の定義、 SPT の設定についても契約書類に記載されることを確認した。

また、貸付の実行時点で予見しえない状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、及び前提条件が変更となった場合には、借入人と貸付人で協議のうえ検討し、外部機関がその妥当性を確認する予定である。

以上より、本フレームワークで定められた借入金の特性について、各原則等で示されている具備すべき条件の全てを満たしていることを、JCR は確認した。

5. レポーティング・検証

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポーティングについて、選定された KPI の実績に係る 最新情報や SPT の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、 本フレームワークで定められた検証について、選定された KPI の実績に対する独立した外部検証は実 施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

(2) レポーティング・検証の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められたレポーティング・検証は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

千葉興業銀行は、融資実行から完済までの間、借入人毎に KPI/SPT の実績を年 1 回以上確認する 予定である。レポーティングについて、借入人が SPT の実績を借入人のホームページまたはその他 の開示資料で開示するよう、千葉興業銀行は借入人に働きかける予定である。

検証について、全ての KPI が外部機関による認定制度であり、SPT が達成された場合には制度を営む外部機関のウェブサイトに掲載されることから、第三者検証と同等の機能が働くと考えられる。

以上より、本フレームワークで定められたレポーティングについて、各原則等で示されている具備すべき条件の全てを満たしていることを、JCR は確認した。





6. SLLP 等への適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

(担当) 佐藤 大介・間場 紗壽



本評価に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所(JCR)が付与し提供する第三者意見は、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Market Association (LMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) が策定したサステナビリティ・リンク・ローン 原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCR の現 時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示している ものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評 価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリ ティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うもので はありません。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成度について、JCR は借入人又は借入 人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定する ことはありません。

2. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策 定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束する ものではありません。

5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとき問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、高時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに係る各種のリスク(信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等)について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

がIndia Bible 第三者意見: 本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークについて、APLMA、 LMA、LSTA によるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- 国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ 認定検証機関) ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ·信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号
- · EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO: JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (https://www.jcr.co.jp/en/) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 | 一本

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

